

意見書を国に提出します

12月定例会議に提案された意見書案は6件で、5件が可決され国に提出されることとなりました。
全会一致で可決された意見書2件を紹介します。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書（抜粋）

過疎対策については昭和45年に過疎地域対策緊急措置法を制定して以来、総合的な過疎対策事業が実施され、一定の成果を上げてきたところです。しかしながら、本市においては依然として人口減少に歯止めがかからず、森林の荒廃、鳥獣被害の拡大、耕作放棄地の増加など極めて深刻な状況に直面しています。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することから、新たな過疎対策法の制定について下記の事項に取り組むことを強く要望します。

記

1. 合併市町村への経過措置（一部過疎・みなし過疎）の継続。
2. と3. は略
4. 過疎地域の指定については、地理的要件など過疎地域の特性を的確に反映したものとすること。
5. 新たな過疎対策法により、過疎地域から外れることとなった市町村への経過措置を行なうこと。

伝統的工芸品産業支援補助金の対象経費拡大と事務の迅速化を求める意見書（概略）

高知県の土佐打刃物は、平成10年に国の伝統工芸品の産地指定を受け伝統産業の継承に取り組んでいます。鍛冶職人の高齢化、また事業所ごとの特殊な製造工程があるなど後継者の育成に苦慮しており、近い将来長年守ってきた伝統産業が途絶えてしまう恐れがあります。

こうした中、学校形式で打刃物の製造技術を継承する「鍛冶屋創生塾」が香美市に開塾し、後継者育成事業が開始されました。

この事業は国の補助金も活用していますが、後継者を育成する業界関係者や事業者の負担も大きく今後の運営が危惧されます。

よって国におかれては、伝統産業を守り、次世代に繋げていくため、補助対象経費の拡充を図ることと、補助金を年度当初から活用できるように運用面の適切な措置を講じて頂きますよう、強く要望します。